

石巻市行政経営戦略会議設置要綱

(設置)

第1条 高度化・多様化する市民ニーズに適切かつ効率的に対応した市民と協働の自治体経営の実現に向けて、幅広い見地から意見及び助言を得るため、石巻市行政経営戦略会議（以下「戦略会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 戦略会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 行財政改革に係る推進計画の策定及び推進に関すること。
- (2) 行政評価に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、行財政改革に関すること。

(組織)

第3条 戦略会議は、委員8人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市政に関し優れた識見を有する者
- (2) 行財政改革及び行政評価に強い関心を有する市民
- (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が特に必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 戦略会議に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、戦略会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 戦略会議の会議は、市長が招集し、会長がその議長となる。

2 戦略会議の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会長は、必要があると認めるときは、戦略会議の会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第7条 戦略会議の会議は、公開とする。ただし、会議を公開することにより、公平かつ円滑な会議の運営が著しく阻害されるおそれがあるときは、会長は戦略会議に諮り、非公開とすることができる。

(庶務)

第8条 戦略会議の庶務は、財務部行政経営課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、戦略会議の運営に関し必要な事項は、会長が戦略会議に諮り定める。

附 則

この告示は、平成22年4月16日から施行する。

附 則 (平成23年5月25日告示第137号)

この告示は、平成23年5月25日から施行する。

附 則 (平成25年8月1日告示第254号)

この告示は、平成25年8月1日から施行する。